

くらしと

Vol.116

今年も残すところ、あと1か月となりました。今回は、クリスマスなどのイベントや、新年を迎える準備などで、普段よりも消費行動が活発となる年末年始にかけて、注意していただきたいことをお伝えいたします。

年末年始は消費生活センターなどの公的な機関が長期休暇に入りますので、商品を購入したり、契約をする場合は、慎重に行動するようにしましょう。

年末年始も消費者トラブルにご注意!

～こんなトラブルにあったら、次のことに注意しましょう!(一部紹介)～

◇海産物の電話勧誘・送り付け



- 電話で勧誘を受けた際、少しでもおかしいと感じたら、きっぱりと断りましょう。電話勧誘で契約をしたときは、クーリング・オフができる場合があります。
- 断ったのに一方的に商品が届いた場合は受け取りを拒否し、代金を支払わないようにしましょう。
- 代金を支払ってしまった場合でも、販売事業者に対し返金を求めることができる場合があります。

◇不用品買取の電話勧誘・訪問購入

- 買取事業者から電話がかかってきても、安易に訪問を承諾しないようにしましょう。
- 突然訪問してきた買取事業者は家に入れないようにしましょう。
- 買い取ってほしい物品があって事業者を呼ぶ場合は、事前に、購入事業者の名称、買い取ってもらう物品の対象をしっかり確認しましょう。
- 買い取りの勧誘を承諾していない貴金属の売却を迫られたら、きっぱり断りましょう。



※その他、消費者トラブルについて知りたい方は「[国民生活センターホームページ](#)」もしくは次のQRコードからごらんいただけます。



暖房器具の事故を防ごう！



きけん!

寒い季節には欠かせない暖房器具ですが、毎年火災事故を含む多くの事故が発生しています。安全に冬を乗り切るためには、使用前や日々の点検が大切です！

●ガソリンの誤給油により爆発的に燃え上がる様子(イメージ)



●電気ストーブにふとんが接触して発火



引用：製品評価技術基盤機構NITE

暖房器具を使用する前のチェックポイント

- リコール対象商品になっていないか
- 電源コードや電源プラグが変形・破損していないか
- コンセントがたこ足配線になっていないか
- ほこりがたまっていないか
- 機器と周囲の壁や可燃物との間に十分な距離が確保できているか



石油ストーブを使用する場合は・・・

- 燃料は新しい灯油を使い、昨シーズンの灯油は使用していないか
- ガソリンを灯油とは別の場所で保管するなど、誤灯油を防ぐ対策をしているか
- カートリッジタンクの給油口ふたが確実に閉まっているか、漏れがないか

消費生活に関するアンケート調査を実施しています。

大阪府消費生活センターでは、消費生活に関する意識調査を目的として、アンケート調査を実施しています。アンケートへのご協力をお願いいたします。

●消費生活に関するアンケート調査(大阪府行政オンラインシステム)

<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/procedures/apply/632bdfba-9431-44fb-b8c9-280d1ee57608/start>



大阪府行政オンラインシステム

シニア向け
消費生活情報
サイトはこちら→



大阪府HP

若者向け
消費生活情報
サイトはこちら→



大阪市HP

被害にあっても、あきらめなくて
消費者ホットライン

☎188(いやや!)

※局番なし

大阪府消費生活センター ☎06-6616-0888

ホームページ：<https://www.pref.osaka.lg.jp/soshikikarasagasu/shouhi/index.html>

大阪市消費者センター ☎06-6614-0999

ホームページ：<https://www.city.osaka.lg.jp/lnet/>

12 つくる責任
つかう責任



©Expo 2025